

令和4年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第54号

松伏町教育委員会教育長の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会教育長岡田直人氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、再び岡田直人氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

議案第55号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員内山洋子氏の任期は、令和4年9月30日で満了となるが、後任として中川由美子氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

令和4年10月1日から令和8年9月30日まで

議案第56号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限を緩和し、並びに非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化をするとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化（第2条、第2条の3及び第2条の4関係）

ア 子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件を緩和する。

イ 1歳以降の子の育児休業の取得に関し、育児休業の対象期間の上限を子の1歳6か月又は2歳到達日とする要件について、夫婦交替での取得等の柔軟な取得を可能とする。

(2) 育児休業の取得回数制限の緩和（第3条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得は「条例で定める特別の事情」から削除する。

(3) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第57号

松伏町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣旨

個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を実施するための条例の改正

2 内容

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付（第14条関係）

印鑑の登録を受けている者であって、個人番号カード（利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けているものは、当該個人番号カードを利用して、多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機）に利用者自らが必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとする。

3 施行期日

令和5年2月1日

議案第58号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

育児参加のための休暇の対象期間を拡大するための条例の改正

2 内容

育児参加のための休暇の対象期間の拡大（第14条関係）

現 行	改 正 後
妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間	妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間

3 施行期日

令和4年10月1日

議案第59号

松伏町建築基準法に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 引用条項に関する規定の整備（別表第2関係）

建築基準法の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第60号

松伏町手数料条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定め、及び個人番号カードを利用した多機能端末機による住民票の写し等の証明書の交付に係る手数料の額を定めるとともに、

規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町手数料条例の一部改正（第1条）

ア 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の追加（別表関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める。

イ 個人番号カードを利用した多機能端末機による住民票の写し等の証明書の交付手数料の追加（別表関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
公課に関する証明	1件につき 300円（多機能端末機による交付の場合 200円）
印鑑に関する証明	
住民票又は除票の写しの交付	

ウ その他規定の整備

(2) 松伏町手数料条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

規定の整備

3 施行期日

令和4年10月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

- (1) 2 (1) ウ 公布の日
- (2) 2 (1) イ 令和5年2月1日
- (3) 2 (2) 令和5年2月20日

議案第61号

松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定するための条例の改正

2 内容

選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額の改定（第4条、第8条及び第11条関係）

区 分		現 行	改 定 後
一般運送契約（ハイヤー方式）（1日当たり）		64,500円	64,500円
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ（1日当たり）	15,800円	16,100円
	燃料の供給（1日当たり）	7,560円	7,700円
	運転手の雇用（1日当たり）	12,500円	12,500円
ビラの作成（1枚当たり）		7円51銭	7円73銭
ポスターの作成	印刷費（1枚当たり）	525円6銭	541円31銭
	企画費（定額）	310,500円	316,250円

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日

(2) 経過措置

改正後の松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第62号

令和4年度松伏町一般会計補正予算（第4号）

1 補正前予算額	9, 477, 308千円
2 補正予算額	914, 698千円
3 合計	10, 392, 006千円

議案第63号

令和4年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	3, 312, 722千円
2 補正予算額	113, 294千円
3 合計	3, 426, 016千円

議案第64号

令和4年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	8, 887千円
2 補正予算額	274千円
3 合計	9, 161千円

議案第65号

令和4年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	2, 139, 156千円
2 補正予算額	74, 480千円
3 合計	2, 213, 636千円

議案第66号

令和4年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 当初予算額	423, 722千円
2 補正予算額	1, 333千円
3 合計	425, 055千円

議案第67号

令和3年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	11, 483, 608, 211円
2 歳出総額	10, 400, 327, 673円
3 歳入歳出差引額	1, 083, 280, 538円
4 実質収支額	986, 740, 538円

議案第68号

令和3年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3, 444, 557, 736円
2 歳出総額	3, 286, 418, 481円

3 歳入歳出差引額	158,139,255円
4 実質収支額	158,139,255円

議案第69号

令和3年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8,992,215円
2 歳出総額	8,317,424円
3 歳入歳出差引額	674,791円
4 実質収支額	674,791円

議案第70号

令和3年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	2,127,227,235円
2 歳出総額	2,056,826,495円
3 歳入歳出差引額	70,400,740円
4 実質収支額	70,400,740円

議案第71号

令和3年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	353,073,087円
2 歳出総額	351,806,565円
3 歳入歳出差引額	1,266,522円
4 実質収支額	1,266,522円

議案第72号

令和3年度松伏町下水道事業会計決算の認定について

1 収益的収入	541,366,625円
2 収益的支出	516,747,687円
3 資本的収入	118,978,200円
4 資本的支出	279,281,036円